

## 富山県企業広告等掲載基準

富山県企業広告等掲載業務実施要綱第4条第2項に規定する広告等の基準は、次のとおりとする。

### 1 規制業種又は事業者

次の業種又は事業者に係る広告等は掲載しない。広告等の掲載期間中に次の業種又は事業者該当することとなった場合も同様とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する接客業務受託営業又は同法第35条の2に規定する特定性風俗物品販売等営業を営むもの
- (2) たばこに係るもの
- (3) ギャンブルに係るもの（宝くじに係るものは除く。）
- (4) 法律に定めのない医療類似行為を行うもの
- (5) 権利関係や取引の実態が不明確なもの（いわゆるマルチ商法（連鎖販売取引）やそれに類するもの、キャッチ商法（キャッチセールス）、催眠商法などの悪質商法等）
- (6) 事業の実施にあたり法令等の規定により、許可、認可、登録、届出等の手続が必要とされているもので、これらの手続がなされていないもの
- (7) 破産者で復権を得ないもの又は会社更生法（昭和14年法律第154号）若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生若しくは再生の手續中のもの
- (8) 県から指名停止を受けているもの又は指名停止期間終了の後2年を経過しないもの
- (9) 指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しないもの
- (10) 県税を滞納しているもの
- (11) その法人等の役員が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しないもの
- (12) その法人等の役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しないもの

### 2 広告等の内容

広告等の内容が次のいずれかに該当する場合は、広告掲載をしない。広告等の掲載期間中に該当することとなった場合も同様とする。

- (1) 法令等で製造、販売、提供等が禁止されている商品、サービス等及び法令等で必要とされる許可、認可、登録、届出等を受けていない商品、サービス等又は粗悪品その他掲載することが不適当と認められる商品、サービス等に関するもの
- (2) 県民の利益又は公正な競争の確保を妨げるおそれのある次の表示を含むもの
  - ア 実際のもの又は他の事業者のものよりも著しく優良又は有利であるかのように誤認させる表示
  - イ その他事実と誤認されるおそれのある表示

ウ 射幸心をあおる表示

- (3) 他の者を誹謗し、中傷し又は排斥するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 第三者の著作権その他の財産権、プライバシー等を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (5) 広告する商品、サービス等とは無関係に裸体等を表示するもの
- (6) 非科学的なもの又は迷信に類するもので、県民を惑わせ、若しくは県民に不安を与えるもの又はそのおそれのあるもの
- (7) 広告主が明らかでなく、広告の責任の所在が不明なもの。
- (8) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）第 12 条の規定に基づいて、事業者又は事業者団体が不当表示を規制するための公正競争規約及びこれに類するものを定めている場合において、その規定に反するもの
- (9) 暗号又はこれに類するもので、限られた者にのみ理解することができる内容を含むもの
- (10) 次のいずれかに該当するもので、青少年の保護又はその健全な育成の観点から適切でないもの
  - ア 性的感情を刺激するもの又はそのおそれのあるもの
  - イ 犯罪を誘発するもの又はそのおそれのあるもの
  - ウ 粗暴性又は残虐性を助長するもの又はそのおそれのあるもの
  - エ その他青少年の保護又は健全な育成上ふさわしくないもの
- (11) 社会的批判を招くおそれがあるもの
- (12) 人材募集に関するもので、次のいずれかに該当するもの
  - ア 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあつ旋の疑いがあるもの
  - イ 人材募集に見せかけて、商品、材料、機材等の売りつけ又は資金集めを目的としているもの
- (13) 貸金業の規制等に関する法律（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条に規定する貸金業に関するもの
- (14) 県の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの又はそのおそれのあるもの

3 その他

この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告を掲載する業種、事業者及び広告内容について個別の基準が必要な場合は、別途広告媒体毎に定めることができる。

附 則

この基準は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。